

中央大通り賑わい拠点整備設計（基本設計・実施設計）業務公募型プロポーザル【質疑応答集】

	質問項目	質問内容	佐賀市からの回答
1	実施要領_2_(6)_①_キ 各種図面について	各種図面がホームページ上に確認できませんが配布の予定はありますでしょうか。	ホームページ上に掲載していなかった各種図面を追加掲載いたしましたので、ご確認ください。
2	実施要領_4_(5)_② 参加者の制限について	本市職員と実質的に関係しない大学の研究室に所属する者は参加可能との理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。本市職員と実質的に関係（利害関係等）しない大学の研究室に所属する方であれば、参加可能です。
3	実施要領_4_(3)_② 出資比率について	代表構成員の出資比率が最大であること、との記載がありますが、5割出資の設定は可能でしょうか。	可能です。JV（共同企業体）において、代表構成員の出資比率を50%、他の構成員を50%（50：50）とする設定は、代表構成員の出資比率が最大（他方と同等以上）であるという要件を満たしているため、認められます。
4	実施要領_7_(5) イメージスケッチについて	イメージスケッチは可、完成予想図は不可との記載がありますが、建物を俯瞰したスケッチは可能でしょうか。	提案の概念や考え方を補完するための簡易なイメージスケッチ（概念図等）の使用は認められます。 ただし、建物を俯瞰した表現であっても、具体的な平面計画、立面計画、断面計画、完成予想図（パース）、透視図等、設計内容が具体的に表現されたものは使用できません。あくまで概念を補足する程度に留めてください。
5	審査書類記載要領_4 様式6号について	様式集に様式6号が見当たりませんが、様式配布の予定はありますでしょうか。 また、指定されていない「その他業務」の記載の必要はありますでしょうか。	ホームページ上に掲載していなかった「様式第6号（設計事務所の業務実績）」を追加掲載いたしましたので、ご確認ください。 なお、実績の記載は、平成28年度以降に完了した同種業務又は類似業務を優先して2件までとし、これらに該当する実績が2件に満たない場合に限り、「その他業務」を記入してください。
6	審査書類記載要領_5 管理技術者の経歴等について	押印のある契約書を交わしていない業務の場合は、業務実績が確認できる書類として請求書、領収書等を添付することは可能でしょうか。	業務実績の確認書類としては、業務名、履行期間、発注者、受注者が客観的に確認できる「契約書の写し（双方の押印があるもの）」及び内容の分かる仕様書等の添付を求めています。原則として、これらが確認できない請求書や領収書のみでの代替は認められません。
7	特記仕様書_5_(2)_b 主要構造について	本体建物は木造2階建て、付属建物（3棟）は鉄骨造平屋建てという理解でよろしいでしょうか。	ホームページ上に「現場説明書」を追加掲載いたしましたので、ご確認ください。
8	特記仕様書_3_(7) 貸与品について	数量の記載がありませんが、構造設計に必要な地盤調査結果は貸与される予定でしょうか。	本プロポーザル段階では地盤調査結果の貸与はありません。構造設計等に必要な地質調査（液状化検討含む）については、建築物の配置決定後、市が別途（本業務委託外で）調査を実施し、その結果を受注者へ貸与する予定です。
9	審査書類記載要領_5・6・7 個人の経歴について	個人の技術者には構造設計者や設備設計者など、JV設計事務所の業務実績とは違う実績を記載せざるを得ない方もありますが、別の実績の記載でもよろしいでしょうか。	可能です。配置予定技術者個人の経歴（実績）については、現在所属する設計事務所の業務実績に限定されず、過去に他事務所等に所属していた際に関わった実績も含めて記載することができます。
10	実施要領 4 ページ 4.参加資格要件等 (1) 参加資格要件	⑥において配置する担当技術者は⑤に定める同種業務又は類似業務の経験がある者とありますが、建築（意匠）、建築（構造）、電気設備、機械設備担当全ての技術者が⑤の経験が必要と考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。建築（意匠）、建築（構造）、電気設備、機械設備担当のすべての配置予定技術者において、（1）⑤に定める同種業務又は類似業務において担当技術者等として従事した経験が必要となります。
11	実施要領 4 ページ 4.参加資格要件等 (2) 設計業務の配置予定技術者の要件等	①管理技術者と意匠担当主任技術者以外の建築（構造）、電気設備担当、機械設備担当については外注先の技術者を配置しても良いと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。直接的な雇用関係（3ヶ月以上の継続雇用）が必要なのは、管理技術者及び意匠担当主任技術者です。その他の分野（構造、電気、機械設備等）については、協力設計事務所等の技術者を配置することが可能です。
12	実施要領 4 ページ 4.参加資格要件等 (2) 設計業務の配置予定技術者の要件等	②管理技術者は（1）参加資格要件⑤に定める同種業務又は類似業務の設計業務に従事した経験がなくとも、一級建築士として実務経験年数が5年以上あれば配置は可能と考えてよろしいでしょうか。	不可です。管理技術者の要件としては、一級建築士としての実務経験5年以上に加え、（1）⑤に定める同種業務又は類似業務の設計業務に従事した経験（管理技術者または主任技術者としての経験）が必須となります。
13	様式第4号 1.提出書類	「プロポーザル審査書類提出書」の1 提出書類に記載した技術者の実績や技術者の資格等を証する書類の添付は不要と考えてよろしいでしょうか。	設計事務所や技術者の「業務実績」を確認するための書類（契約書の写し等）の添付は必須です。なお、技術者個人の「資格」自体を証する書類（建築士免許証の写し等）の添付は、現時点では不要です。
14	様式第6号	様式第6号の「設計事務所の業務実績」の様式がWORD文章に含まれていないようです（※様式第5号が重複しています）。改めて配信をお願いします。	ホームページ上に掲載していなかった「様式第6号（設計事務所の業務実績）」を追加掲載いたしましたので、ご確認ください。
15	4 参加資格要件 (1) ⑤	単体企業の場合でも一級建築士の免許を有するものが3名以上在籍していなければならないという理解でよろしいですか。	そのとおりです。単体企業で参加する場合であっても、一級建築士の免許を有する者が3名以上在籍している必要があります。

16	特記仕様書 P2	建築物の用途は、第四号・第1 類で『官庁施設の設計業務等積算基準及び参考資料』によると業務施設の事務所となっておりますので、事務所を計画するという理解でよろしいでしょうか。 もし、基本計画に基づき賑わいの活性化を目指す拠点施設を計画するのであれば、建築物の用途は、『官庁施設の設計業務等積算基準及び参考資料』によると第十二号・第1 類となりますので、契約後の変更対象になると理解します。	本事業で計画する施設は、基本計画に基づく賑わい拠点施設です。 一方で、設計業務の積算に当たっては、盛り込む用途・機能・利用想定等を総合的に勘案し、「業務施設の事務所（第四号・第1類）」と同等の業務量として整理しています。したがって、本件を理由とした契約後の変更（増額等）は予定しておりません。
17	特記仕様書 P2	難易度係数による補正は木造である建物①についてのみ適用されると理解していいですか。	そのとおりです。難易度係数による補正は、木造である建物①についてのみ適用されます。
18	特記仕様書 P.8	RIBC2 による設計内訳書等の作成は特別経費として計上されていますか。計上している場合、何か月を計上されていますか。	特別経費として、建築、電気、機械それぞれ1ヶ月分（計3ヶ月分）を計上しています。
19	特記仕様書 P.8	既存敷地調査資料（柱状図）を提供いただけるようですが、確認申請の際、建築指導課より液状化の検討等の資料としても活用できる柱状図と考えていいでしょうか。 もし、活用できない場合は、別途業務と考えてよろしいでしょうか。	既存の敷地調査資料（柱状図）は参考資料であり、確認申請や液状化検討への流用は想定していません。建築物の配置決定後、市が別途地質調査（液状化検討含む）を実施し、その結果を受注者に貸与します。したがって、受注者側での別途追加業務とはなりません。
20	特記仕様書 P.9	透視図は外部2 面、内部1 面とありますが、A3 サイズでの提出でよろしいでしょうか。 また、透視図は貴市の内部資料として使用すると理解していいですか。	サイズはA3サイズでの提出で差し支えありません。 また、透視図（パース）は、市内部での調整用にとどまらず、記者会見や市ホームページ等の広報資料として使用することを想定しています。
21	特記仕様書 P14	（4）その他で概算工事費、概略工程表を期限までに提出すること。の最後に現場説明書参照とありますが、添付されていないようですので、提供をお願いします。	ホームページ上に掲載していなかった「現場説明書」を追加掲載いたしましたので、そちらをご確認ください。
22	特記仕様書	解体工事の設計業務は含まれていないと理解していいでしょうか。 解体工事の設計業務が発生した際は、契約後の追加変更対象になると理解します。	ご理解のとおりです。本業務委託には、既存建物の解体工事に係る設計業務は含まれておりません。今後、解体設計業務が必要となった場合の対応については、別途整理します。
23	基本計画	計画敷地の境界確定は完了していますか。	現時点では、国土調査等の既存資料に基づき敷地境界を設定していますが、本事業は県有地と市有地を一体的に活用する計画であるため、今後の関係機関との協議や事業の進捗により、確定的な敷地境界線が一部変更となる可能性があります。その場合は設計の過程において必要な調整を行います。
24	基本計画	提案書を作成するにあたり、計画敷地図の提供をお願いします。	ホームページ上に「付近見取図・配置図」を追加掲載いたしましたので、ご確認ください。
25	基本計画	概算工事に4.5～5.5 億とありますが、その工事費に護岸整備や橋の環境整備は含んでいますか。 含んでいるのであれば、内訳をご教示ください。（内訳：建築工事・広場の整備・護岸整備・橋梁など）	含んでおりません。基本計画に記載の概算工事費（4.5～5.5億円）の対象となるのは、本体建築工事、設備工事、および敷地内の広場外構整備費等であり、護岸整備や橋の環境整備費は含んでおりません。
26	基本計画	建物周辺の外構（側溝・ポーチなど）は建築設計業務となりますが、本業務の広場の整備は土木的な要素が含まれておりますので、土木コンサルに別途発注されるという理解でよろしいですか。 なお、本業務に含む場合は、契約後の追加変更対象になると理解します。	本業務の範囲には、建物周辺の外構だけでなく、敷地内の広場全体の整備に係る設計（土木・造園的要素を含む）もあらかじめ含まれています。したがって、これを理由とした契約後の追加変更（増額）の対象とはなりません。
27	実施要領 3 ページ	中心市街地と駅周辺等の都市拠点エリアの定義をご教示ください。	本プロポーザルにおける「中心市街地又は駅周辺等の都市拠点エリア」とは、都市計画法上の商業地域・近隣商業地域、又は自治体が策定する中心市街地活性化基本計画等の対象区域のほか、これらに準ずる都市機能（商業・行政・文化等）が集積した区域を指します。 例として、佐賀市では佐賀駅周辺、中央大通り周辺、佐賀城跡周辺などが該当します。 他都市の実績についても、同様に都市中心部又は都市拠点エリアにおける実績であれば、個別に判断します。